

◇===== [ 第 20 号 ] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2019 年 12 月 1 日

◇=====◇

中曽根康弘元総理が死去したと報道されました。

彼は本来話すべき秘密を明かさないうまで死んだ、そのことが非常に残念です。彼はどんな秘密を抱えて死んだのか。最大のものは日航 123 便墜落事故の原因ではないかと個人的には思っています。詳細は青山透子氏の『日航 123 便墜落の新事実』に譲りますが、当時から噂の絶えなかった自衛隊の関与など、本来政府機関のトップとして知り得た情報を何一つ語らずに黄泉平坂を下って行った老人に冥福はなかりうと思ひます。妖怪のような支配力を隠然と保ち続けた老政治家の呪縛が解けた今、秘匿されていた真実を語る人は現れるでしょうか。当時の関係者がまかり間違っても真実を口外しないように、誰よりも長く生きて監視する。そのような妄執によって 101 歳にまでたどり着いたのなら、空恐ろしい老人であつたと今更ながらに思ふ冬の始まりです。

●===== [ 時事批評 ] =====●

今月から 2 回にわたって、「少子高齢化」問題を取り上げたいと思ひます。

政府主導の「少子高齢化」が大問題だというキャンペーンが、マスコミを通じて大々的かつ日常的に取り組まれており、皆さんもそれこそ「耳にタコができる」位に聞かされ続けているのではないのでしょうか。

まず押さえておきたいのは「少子化」と「高齢化」は全く別の問題だということ。 「高齢化」というのは、医学や社会的な環境の改善によって、国民の平均寿命が延びることで発生している現象であつて、ある意味人類にとっては自然現象であると言えます。人類の存在目的にとってそれは肯定的な評価がされるべきものであつて、それだけでは問題になるような（あるいは問題にするべき）性質のものではありません。一方、「少子化」の方は、不妊をもたらすような伝染病が蔓延しているわけでもありませんし、人類の持つ遺伝子の変容によって生じている現象でもなく、自然現象とは言えません。ありていに言えば、経済・社会政策の失敗がもたらしている人為的な現象だということ。

「高齢化」と「少子化」を政府が併せて問題にしたいのは、高齢者対策を財政面で支えるべき若年層が減っているという、政府の都合で言われていること。 でしかありません。安倍政権がルールを敷いた（実際にはその前の中曽根政権や小泉政権が始めた新自由主義政策とその延長路線ということになりますが）経済政策が、少子化の方向性を決定づけ、まさに今日本民族衰亡の危機に直面した状態を迎えているにも関わらず、安倍政権は相変わらずのアベコベクス政策を継続しようとしているというのが今日の「少子高齢化」問題の真の姿だと

というのが当研究所の見立てです。

そこでこの「少子化」の問題の原因は何なのか、どうすればこの現象を解決して、日本民族衰亡の危機を克服できるのかということをテーマに考えていこうと思うのです。

#### 【少子化の原因】

「少子化」の最大の原因は若年層の置かれている社会的状況にある、というのが大方の見方です。

政府統計〔註1〕によれば、出生総数は2007年の1,089,818人から毎年下がり続け、2016年には100万人を初めて下回り、2017年（調査年）には946,065人にまで低下しています。

また内閣府の「平成29年版 少子化社会対策白書」〔註2〕によれば、未婚率も年を追うごとに増加しており、特に出産適齢期（高齢出産前という医学的見地から）とされる35歳までの女性の場合、1985年の場合25～29歳の階級で30.6%・30～34歳の階級で10.4%だったものが、2015年にはそれぞれ61.3%・34.6%と、急激に増加しています。

この出産数や結婚率の下落と対照的なのが若年層（15歳～39歳）の不安定就労の増加率です。政府統計〔註3〕によれば、1987年から1992年にかけて初職に就いた際に非正規職員だったものの割合が13.4%だったのに対し、2007年から2012年のそれは39.8%と、実に3倍近くに増加しています。特に先ほどの出産適齢期の女性の就労状況をみると、2002年の61.2%から2013年には70.7%と就業率は増加しているものの、その非正規労働に就いたものの割合も2002年の20.5%から2013年の40.6%に増加していることから、増加した就労者のほとんどが不安定な雇用環境にあることがみてとれます〔註2〕。

この不安定な就労の状況は、大企業と中小企業の求人倍率の動向からもうかがい知ることができるでしょう〔註3〕。同じ資料の中で若年層の離職傾向についても調査がされていますが、労働条件が合わずに離職する傾向が高いことが示されています。

こうしたことから、雇用状況の全般的な悪化の下で、結婚できない、子どもを作れないという若年層の置かれた状況を見て取ることができます。実際若年層はどのような状況におかれているのでしょうか。この問題については藤田孝典氏の著書、『貧困世代』から学んでいくことにしましょう。

### 【若年層の置かれている実情】

ここからは藤田氏の論考を筆者なりに再構成して述べます。

まず若年層の困難は親世代の相対的な窮乏化から始まります。特に通常の消費者物価と比べて異常な割合で値上がりしている学費が問題になります。1975年に国立大学の授業料は年間36000円、入学金50000円だったものが、2005年にはそれぞれ535800円と282000円となりました。4年間のトータルだと、194000円だったものが2425200円と12.5倍にも膨れ上がっています。これだけの負担増に耐えられる一般家庭はそう多くはないと思われます。ましてや私立大学ともなると寄付金などの負担も考慮しなくてはならず、親世帯の収入だけでは賄いきれません。

そこで若年層は高等教育を受けるために、奨学金を借り、アルバイトをすることになります。ここで現代社会の雇用情勢を反映して、ブラックバイトに苦しむ学生が多数発生します。低賃金に加え過度な拘束などにより、学業に専念どころか、普通に授業さえ受けられないような状況に追い込まれることになります。ブラックバイトがもとで大学を卒業できない・退学を余儀なくされる本末転倒の事態すら起こりかねません。

さらに奨学金も若年層を苦しめる要因となっています。特に卒業後に利子つきで返済する必要があるため、その支払いの為に就職後の生活に金銭的なゆとりがなくなってしまう。就職先についてもかつてのように大卒だからと言って、生活に十分な賃金の得られる職業につけるわけではなくなっています。ブラック企業といわずとも、必ずしも正規の職員になれるわけではないので、奨学金の返済は極めて重い負担となります。

加えて独立した生計を立てることも様々な要因で困難になっています。一つは住居確保の問題です。特に働き口の多くある都市部においては賃貸物件の家賃が異様に高く、狭小な住環境に甘んじるケースや実家に住み続けざるを得ないケースも多くなるわけです。独立した住居を確保できなければ、当然結婚生活にも支障をきたすわけで、こうした点からも若年層が新たな世代を生み出す条件は悪化することになります。

### 【少子化を解消するための方法】

藤田氏は次のように述べておられます。

「本書で示してきたとおり、貧困世代は政策や社会システムによって、意図的に作り出されてきた。バブル景気の崩壊以降、人件費を削減するため、若者を犠牲にしながら、企業の成長や経済成長、あるいはシステムの延命や存続を進めるようになった。だからこそ1990年代後半から非正規雇用の割合は、意図的に増やされてきており、若者貧困も同時に拡大を続けている。この構造的な

変化に若者は気づかなければならない。」[註5]

これは最早政策の転換云々で済む問題ではないのではないか。やはり社会の仕組み、経済の仕組みそのものを根本的に転換することが必要な時期になってきているのではないか。筆者はそのように考えます。

今回はここで明らかにされた問題と（観念論的）社会契約論がどうかかわっているのか、また唯物論的社会契約論ではそれをどう考えるのかについて述べる予定です。

註1。人口動態調査 人口動態統計 確定数 出生（統計で見る日本）

(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003214664>)

註2。平成29年版 少子化社会対策白書 第1部 少子化対策の現状(第1章2)

([https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2017/29webhonpen/html/b1\\_s1-1-2.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2017/29webhonpen/html/b1_s1-1-2.html))

註3。「若年者雇用を取り巻く現状 資料1」(厚生労働省)

([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Roudouseisakutantou/0000058034.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000058034.pdf))

註4。藤田孝典『貧困世代』講談社、2016年、東京。

註5。藤田、前掲書。206頁。

註。「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(1985年6月)

●=====●

□===== [理論解説] =====□

今回は休載です。

□=====□

★===== [コラム] =====★

今回は休載です。

★=====★

次回の発行は1月1日を予定しております。